

平成29年度

# もしものために

石山小学校

保護者 緊急時対応マニュアル

- I. 児童負傷・疾病等の対応
- II. 非常変災時など緊急事態における非常措置
- III. 集団風邪等による臨時休業措置について
- IV. 不審者が出没した場合
- V. 児童が帰宅しないとき
- VI. 緊急時下校体制について  
(①全校一斉下校、②保護者引き渡し)
- V. 緊急時下校(不審者出没等)の危機体制の解除について

大津市立石山小学校

電話 537-0014

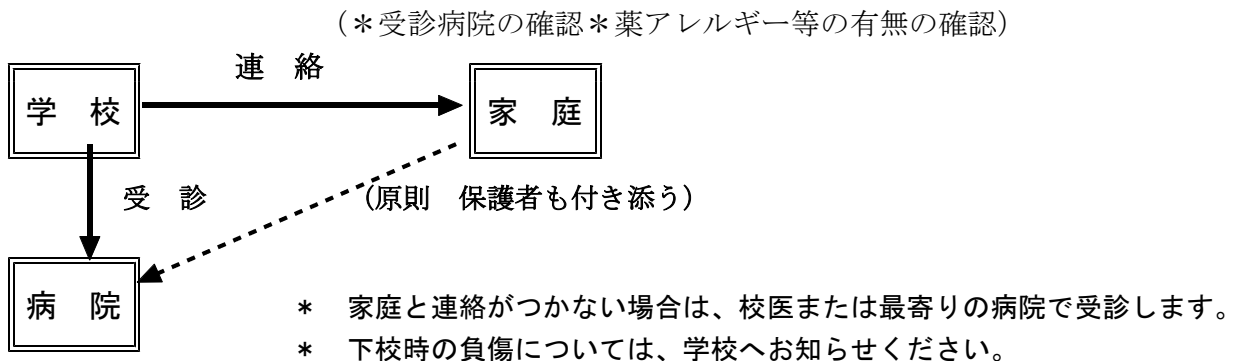
FAX 537-2554

HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/>

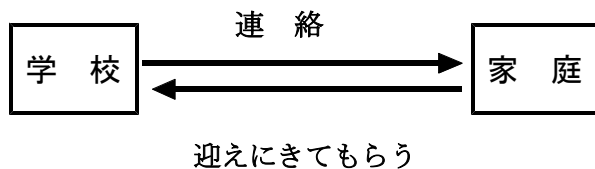
携帯端末アドレス <http://www.otsu.ed.jp/isym-e/mobile/>

# I 児童の負傷・疾病等の対応

## 1 児童負傷時の対応について



## 2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



- \* 連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。
- \* **安全上児童だけでは帰っていただけません。ご理解下さい。**
- \* **連絡先が変更になった場合はすぐに学校へ連絡して下さい。**

## 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金支払い手続きについて


- (1) 学校管理下（登下校中を含む）で負傷し、受診された場合は、学校より振興センターの書類をお渡しします。それに医療機関の窓口で記入していただき、学校へ提出してください。（家庭から受診された場合は、学校にお知らせ下さい。）
- (2) 学校より給付金支払い請求手続きを行います。
- (3) 給付金は、療養に要した費用の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が後日、学校集金の指定口座へ振り込まれます。ただし、療養に要する費用が5,000円未満（保険診療分の自己負担額が1,500円未満）の場合は給付の対象になりません。その他、場合によっては給付の対象にならない場合があります。
- (4) 給付規準は以下のとおりです。
  - ア 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
  - イ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われなるときは、時効によって消滅します。
  - ウ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。
  - エ 生活保護法による保護を受けている世帯の児童については、医療費の給付は行いません。

## II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいて下さい。

### 1 暴風警報ならびに特別警報発令時の対応


※「暴風」を含む警報（例えば暴風雪警報）と〇〇特別警報（種類は問わず）

〇〇暴風警報 特別警報 発令中	登校前	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前7時の時点で発令中の場合は、臨時休業とします。 ※その後解除されても登校しません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校から連絡はいたしません。テレビ等の気象情報に気をつけてください。</li> </ul>
	登校後	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校後に発令された場合は、通学路の安全等を確認の上、状況に応じて、速やかに下校の措置をとります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下校する場合は、全校一斉に下校します。</li> <li>下校させるに当たっては、事前に記入いただき提出された回答等にもとづき、各児童の措置を決めます。</li> </ul>
警報発令がない場合	登校前	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前7時の時点で「暴風警報」「〇〇特別警報」が発令されていない場合、児童には通常通り登校させてください。</li> </ul>	

### 2 その他の警報発令時（大雨、大雪、洪水等）

大雨・大雪 洪水等の 警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童は登校します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要になった場合は、その状況に応じて対応します。</li> </ul>
------------------------	---	---

### 3 大地震が発生した場合

大地震発生 の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭にいるときで、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難場所（石山小学校等）へ避難して下さい。</li> <li>児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難します。その時の状況に応じて、全校一斉下校、保護者引き渡しの措置をとります。どちらも不可能と判断した場合は、学校待機とします。</li> </ul>	
--------------	--	---

### Ⅲ 集団風邪等による臨時休業措置について

集団風邪等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。休業措置をとる場合は、メール配信でお知らせします。

- 1 休業期間及びその理由等についてのお知らせ文書を持ち帰らせます。また、家庭での対応についてもお知らせしますので、それに従って家庭での指導をお願いします。
- 2 高熱等体調不良の児童については、通常に対応通り、家庭と連絡をとり迎えに来ていただきます。
- 3 その他の児童については、下校時の安全を考慮し、他の学級と同時刻に下校させます。
- 4 石山児童クラブへ通う児童については、石山児童クラブの指導者と連絡を取り対応します。

### Ⅳ 不審者が出没した場合

☆ 児童が帰宅し、不審者等に会った話を聞かれた場合、次のように対応して下さい。

- 1 場所、いつ頃のことか、被害の状況、児童のけが等の身体状況、不審者の特徴（服装など）、車の色などをできるだけ詳しく聞き出し、下記へ連絡して下さい。
  - まずは迷わず110番 もしくは 石山南郷交番に届け出る
  - その後、学校へ（537-0014）
- 2 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、当日か翌日には各家庭に不審者等について文書・メール配信等で連絡します。また、近隣の学校園へも情報を伝達します。



### Ⅴ 児童が帰宅しないとき

- 1 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、学校（537-0014）にも連絡をしてください。学校職員も第1次捜索を行います。
- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察にも連絡してください。学校職員も緊急の体制をとり、第2次捜索を行います。
- 3 児童が遊びに出るときは、「どこへ」「だれと」「いつ帰る」の3点は必ず告げてから遊びに行くように家庭でもご指導ください。  
また、夕方遅くまで遊んでいる子どもを見かけられましたら、家に帰るよう声かけをしてください。

## VI 緊急時下校体制（①全校一斉下校or②保護者引き渡し）について

### 1 緊急時下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

### 2 緊急時下校実施のめやす

- (1) 登校後、暴風警報または〇〇特別警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (2) 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (3) 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合
- (4) 不審者の出没、近隣での凶悪事件の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合
- (5) その他、単独での下校が危ぶまれる場合

＜いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。＞

**緊急性・危険度が高い場合は保護者引き渡しとなります！**

### 3 緊急時下校の手順

#### ①全校一斉下校の場合

- (1) 学校……メール配信で「全校一斉下校」実施の一斉連絡
- (2) 学級担任……家に帰宅する児童と児童クラブへ行く児童の振り分け
- (3) 児童クラブへ行く児童……児童クラブへ行きます。  
その他の児童……全校一斉に下校（教師も各方面に別れて同行します）
- (4) 一斉下校開始  
※可能であれば、通学路の途中まででも迎えに来ていただけるとありがたいです。

#### ②保護者引き渡しの場合

- (1) 学校……メール配信で「保護者引き渡し」実施の一斉連絡
- (2) 学級担任……児童クラブへ行く児童の振り分け
- (3) 保護者……できるだけ早く学校へ迎えに来て下さい  
迎えが不可能な場合は、代わりの方をお願いして下さい  
(原則、児童生活調査票に記入された方のみ可とする)
- (4) 児童クラブへ行く児童……児童クラブへ行きます。
- (5) 保護者が迎えに来られ次第、順次引き渡しとします。

## VII 緊急時下校（不審者出没等）の危機体制の解除について

不審者等の出没や、近隣での凶悪事件発生等により集団下校した場合、安全が確認されるまでは危機体制を継続します。

翌日も警戒しなければならないときは、メール配信・石山小学校ホームページで指示しますので、自宅待機してください。

翌日、学校からの特別の連絡・指示がないときは、通常の登校方法により登校させて下さい。

**石山小学校では、「もしものとき」、メール配信を活用しますので、登録をお願いします（登録の仕方については、別途案内文書を配布します）。登録がうまくできない場合は、学校にお問い合わせ下さい。**

**年度途中で、メールアドレスを変更された場合には必ず再登録をして下さい。**